

平成 27 年 10 月 29 日

団体の長 各位

東京労働局労働基準部労働時間課

『働き方改革』のすすめ」周知依頼について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められています。

『日本再興戦略』改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においても、「働き方改革」を実現するため、働きすぎ防止のための取組を強力に推進することが盛り込まれ、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっています。

また、平成 26 年 11 月 28 日に施行された「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）」の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらに資するものです。

こうしたことから、別便にて、『働き方改革』のすすめ」のリーフレットをお送りしましたので、会員企業への周知、広報紙への掲載等にご活用いただき、働き方改革の取組の推進をお願い申し上げます。

(担当)

東京労働局労働基準部労働時間課

江添、江原

電話：03-3512-1613